

平成29年度
第4回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成29年7月10日開会

高松市農業委員会

平成29年度第4回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成29年7月10日（月）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 20人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼農政課 長	川西 好春
農政課 長補佐	西谷 茂浩
農地係 長	多田 利浩
副主 幹	中野 清作
副主 幹	横井 和久
主任技師	稻積 直子
主任主事	寺井 康弘

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第10号 非農地証明願について
議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第13号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正について
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成29年度第4回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人全員が出席しております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は16番原田委員、18番森西委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番と2番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

賃借人の被相続人は同一ですが、相続人が異なっている理由は、1番については、残存小作の解約をせずに、昭和30年に被相続人の長男が売買で所有権を取得した経緯があるためです。取得した時点で長男が地主、親が小作人という関係になります。その後、親が亡くなり、賃借権は相続人である妻、長男、2女の共有になりますが、長男は地主でもあるため、所有権と賃借権は同一人が有することとなり、権利の混同により、長男の賃借権は消滅します。これにより、1番の賃借権は妻と2女の共有状態になり、現在、2女が健在のため、2女のみが相続人となるものです。昭和45年に、所有権の買戻しがあり、相続を経て、現所有者と2女とで合意解約をしたものです。

2番については、1番から分筆されましたが、分筆時に同様の売買がなく、長男の賃借権が消滅していないため、現所有者と長男の子、孫ら相続人全員とで合意解約をしたものです。

3番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。離作補償の農地を転用して譲り受けるため、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

4番は、賃貸人が農業を廃止し、小作人の子へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番のとおりです。

5番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解

約したもので、離作補償は有りません。

6番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権29番のとおりです。

7番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。別の農家へ譲り渡すため農地法第3条第1項による許可申請所有権11番に関連しています。

2ページをお開きください。

8番は、賃貸人が1筆は転用し、もう1筆は自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請17番のとおりです。

9番・10番は、賃借人の健康上の理由により、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

11番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権36番のとおりです。

12番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権18番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

3ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権15番のとおりです。

2番は、貸人が近日中に転用する予定のため返還を受けたもので、返還条件は、違約金の支払いです。

3番は、借人の都合により返還したものです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権30番のとおりです。

5番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権36番のとおりです。

6番・7番は、借人が労力不足のため返還したものです。

8番は、貸人が借人へ譲り渡すため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請17番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して原田委員より説明をお願いいたします。

原田委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め久保委員、森西委員と、私原田の4名で、現地調査を実施しました。

なお、再申請案件であり香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査については、4月に実施しています。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松市立下笠居小学校南2.5キロメートルの山間部に在り、3月に農地法第4条第1項の規定による許可申請がなされ、4月の農地部会で許可を決定しましたが、周辺地の法務局における地図訂正協議が遅延したため、取下願を提出し、5月に承認されていたものです。

今回、地図訂正協議が整いましたので、再申請するものです。

なお、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

前回の現地調査を踏まえ書類確認した結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、家財等を収納する倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が177.79平方メートル有ります。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に入るための進入路と納屋を建築するために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年ごろに建築・造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が655.98平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、農家住宅・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が現在居住している住宅を長男に譲り、以前両親が居住していた住宅を建て替え、農機具利用がし易いようにするため敷地を拡張し、また、併せて申請地南側に周辺農地の排水に必要な農業用施設である水路を作るもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が214.98平方メートルあります。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図

るものです。

6番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年1月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。2世帯住宅であり、併用宅地が645.93平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地が概ね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が198.34平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番も、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅・納屋を建築するために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、納屋は平成10年ごろに建築済みですが、住宅に係る資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が619.80平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番の申請者は個人で土木建設業を営んでおり、事業用車両と資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接しており利用し易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が26.67平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年9月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が205.66平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書5ページをお開きください。

12番は、住宅兼物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅兼物置を建築するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年3月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が605.70平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に近く交通の利便性が良く、沿線には学校、公共施設があり、また、周辺は分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幹線道路から緊急車両も容易に進入できる市道に面し、高齢者が安心して生活できる環境であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

16番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、農家住宅の宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年3月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が565.72平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。

18番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械を保管する納屋が手狭で老朽化し建替えのために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年10月に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が528.48平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番及び2番は、平成29年2月20日付けで倉庫用地として許可申請していましたが、転用目的の変更により許可申請の取下願があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権33番及び賃借権4番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については受理することに決

定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、昭和51年12月18日付けで住宅の建築用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請15番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については受理することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成29年3月21日付けで道路拡幅・宅地分譲3区画・露天資材置場用地として許可を受けていましたが、事業を進める中で宅地購入希望者が多く、要望に応えるため、宅地分譲用地13区画として事業計画変更申請するものです。併用雑種地が207平方メートル有ります。

2番は、平成29年3月21日付けで当初、宅地分譲用地3区画として許可を受けていましたが、近隣住民からの駐車場利用としての要望があり、うち、1区画について露天貸駐車場用地として事業計画変更申請するものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決

定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して原田委員より説明をお願いいたします。

原田委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

なお、所有権3番、5番、8番及び賃借権1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

また、所有権6番と賃借権2番は、一体利用するもので再申請案件であり、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査は3月に実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、琴電琴平線仏生山駅南100メートルに在り、1番の1が分譲マンション、1番の2が宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、転用目的が異なるため枝番号で分割しておりますが、一体の開発許可申請を行っています。併用雑種地等を含めて、分譲マンション用地の面積が、2,566.70平方メートル、宅地分譲用地の面積が1,709.48平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立木太小学校北400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、琴電志度線房前駅南西300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、琴電の駅や国道11号線に近く交通の利便性が良く、北側100メートル一体は都市計画用途地域で病院や商業施設が整い、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が618.91平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立香西小学校北西1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線に100メートルほどと近く交通の利便性が良く、南側500メートル一体は都市計画用途地域で商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは久保委員が説明します。

久保委員 現地調査委員の久保です。5番からは私が説明します。

特別議案書2ページを御覧ください。

5番の申請地は、高松市立香西小学校北西1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線に面し交通の利便性が良く、都市計画用途地域に500メートルと近く、周辺は商業施設が整い分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南西800メートルに在り、倉庫用地として3月の農地部会で許可の決定をし開発許可が未了で許可保留となっていたものですが、自社所有の倉庫を持たない運送業等を営む転用者が、事業拡大により借りている倉庫が手狭になり、業務効率向上のため保管のみではなく仕分け、梱包作業も建物内で完了させる必要から、開発許可申請の目的が倉庫から工場に、また、建物形状も大きく変更になったことから、一たん取り下げ、工場用地として再申請するものです。

立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路等が、358.30平方メートルあります。

また、後ほど説明します5条特別議案賃借権2番と関連し、前回同様一体利用するもので、総合計面積は9,442平方メートルです。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案賃借権2番に関連しています。

前回の現地調査を踏まえ書類確認をした結果、特に問題は有りませんでした。

特別議案書3ページを御覧ください。

7番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に100メートルほどと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が314.91平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、高松市立十河小学校北東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知11番及び使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

特別議案書4ページの賃借権を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立川岡小学校北250メートルに在り、スーパーマーケットの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線及び主要地方道円座・香南線の交差点に近く交通の利便性が良く、周辺には同様の店舗がなく集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、先ほど説明しました特別議案所有権6番と関連しており、運送業等を営む転用者が、地権者の希望により賃借権を設定し、総面積9,442平方メートルの新たな工場用地として再申請するものです。

所有権6番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。農地法第5条

第1項の規定による許可申請の取下願2番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請特別議案所有権6番に関連しています。

現地調査の結果、所有権の6番と同じく特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権8件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、露天駐車場及び運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,345.35平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知1・2番に関連しています。

2番の転用者は、通信販売業を営んでおり倉庫兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が264.51平方メートルあります。

議案書10ページを御覧ください。

8番は、祖父の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が8.02平方メートルあります。

9番の転用者は、不動産業を営んでおり、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者2社は、各々不動産業を営んでおり、申請地を共有取得し宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

議案書11ページを御覧ください。

16番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番も、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に150メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、不動産業を営んでおり、貸動物病院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み需要が見込める地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、沿線には公共施設も整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページを御覧ください。

21番は、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線に300メートルと近く交通の利便性が良く、資材の出入れに便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が105.57平方メートル有ります。

23番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に200メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、父の農地を譲り受け発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.7平方メートルを240枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道東谷・岩崎線に150メートルと近く交通の利便性が良く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成28年3月30日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線に100メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には公共施設も整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が416.29平方メートル有ります。

議案書13ページを御覧ください。

26番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線に面し交通の利便性が良く、沿線には公共施設も整い生活に便利で、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、既存住宅が手狭となり、分家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅拡張のため他の土地に代えて転用するができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.67平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

28番は、所有する農地への進入路が狭く、利便性を向上する必要から新たな進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地への進入路であり、他の土地に代えることができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年ごろから利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

29番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、商業施設も近くにあり、周辺は同業者の開発した分譲住宅団地により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

32番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書15ページを御覧ください。

35番の転用者は、電気設備工事業を営んでおり、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に200メートルと近く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が316平方メートル有ります。

議案書16ページを御覧ください。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

1番の転用者は、病院を経営しており、従業員数の増加により駐車場が手狭となり、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が1,627平方メートル有ります。

3番の転用者は、木材販売業を営んでおり、高松市内での事業展開に対応するため露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主

要地方道円座・琴南線に700メートルと近く交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、作業用衣料品販売業を営んでおり、高松市内で更なる事業展開をするため新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途区域に隣接し、高松市道にも面し交通等の利便性が良く、近隣に同様の店舗がなく需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が5.30平方メートル有ります。

議案書17ページを御覧ください。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

1番は、父の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が386.44平方メートル有ります。

2番も、子の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、実家近くの父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、県道太田上町・志度線に150メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、義母の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、県道岩崎・高松線に300メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父の農地を借り受けて、貸事務用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が193.28平方メートル有ります。

6番は、子の農地を借り受けて貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年4月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地所有者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、県道円座・香西線に150メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、母の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道円座・琴南線に150メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が254.25平方メートル有ります。

9番は、養父の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを245枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植田・高松線に300メートルと近く交通の利便性が良いことから管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を

受け、四国電力との電力受給契約も平成28年12月19日に締結されており、転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えられます。併用宅地等が218.93平方メートルあります。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権28件、賃借権3件、使用貸借9件、計40件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、国有地を隣接農地所有者へ売り渡すもので、譲受人は自作地と一体利用し水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はイチジク・野菜を栽培するものです。

3番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、後継者である子へ一括贈与するもので、取得後も引き続き水稻・野菜を栽培するものです。

5番は、合意解約した残存小作地を小作人の子へ譲り渡すもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連していません。

6番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

8番は、県外に居住する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

議案書19ページから20ページまでを御覧ください。

9番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はデコポンを栽培するものです。

申請地は鶏舎跡地ですが、広大な面積であるため3年3期の工期に分けて農地の整備を行っていく予定で、1期1年ごとに鶏舎の撤去工事、整地作業、苗の植付けを行い、3年後に全体の苗の植付けを完了、植付け5年後から収穫、地元JAへ出荷する営農計画となっています。

議案書21ページを御覧ください。

10番・11番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。11番は、農地法第18条第6項の規定による通知7番に関連しています。

12番は、県外に居住する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

13番も、県外に居住する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、貸付地と所有農地を経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後は、オリーブを栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

15番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

16番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花木を栽培するものです。

17番は、譲渡人が農業を廃止することから、貸付地と所有農地を経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

18番は、離作補償として残存小作地を小作人へ無償で譲り渡すもので、取得後は引き続き野菜・ミカンを栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知12番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申

しあげます。

22ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けてキュウリを栽培するものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転18件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、平成元年ごろから、3番は平成5年ごろから、4番及び5番は、平成8年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

ただ今御説明した中で、1番及び3番のうち、登記地目が山林の土地につきましては、土地所有者が確認したところ、現況畑として課税されておりました。しかし、現況が御説明したとおり、山林化していることから、非農地証明願を提出したものです。

2番は、平成13年6月21日から水路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページを御覧ください。平成29年6月12日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成29年5月16日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は4ページのとおり、三木町大字田中の山林等20筆、計2.1166ヘクタールです。

開発区域は、5ページの位置図のとおり、高松市東植田地区の東側に位置し、事業の影響流域の範囲に東植田地区の農地が含まれるため、今回、意見を求められているものです。

6ページ以降には、現況平面図、地籍図、利用計画平面図、縦断面図、土砂等埋立事業の意見聴取範囲の図面を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、建設残土処分後、資材置場・駐車場とするもので、変更内容は、外部搬入土量不足による開発期間の延長で、完了日を平成29年7月21日から平成32年7月21日に変更するものです。

6月15日に東植田地区農業委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂地及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺には農地はないが裾野には農地があるため、農業委員と協議した結果、本開発行為による直接の影響はないと判断されたので、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は原案のとおり意見決定し、回答することにいたします。

次に、議案第12号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成29年7月3日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

始めに、農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が記載されております。

下段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が5件、合計面積が914平方メートルでございます。

次に、2ページを御覧ください。

農用地区域への編入、いわゆる白地から青地への編入について御説明いたします。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り、農業振興に寄与しようとするため編入するもので、合計で2件、面積合計が2,248.43平方メートルでございます。

以上、議案第12号について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり異議の無い旨決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については異議の無い旨決定し、回答することにいたします。

次に、議案第13号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第13号 高松市農地関係事務処理要領の一部改正について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

平成29年6月1日付けで農地法施行規則の一部を改正する省令が施行され、関係する通知である「「農地法の運用について」の制定について」及び「農地法関係事務処理要領の制定について」が改正されたため、事務処理要領の一部改正を行うものです。

現行制度では、遊休農地等の利用意向調査について、農地法第32条で、農業委員会は遊休農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者

がある場合には、その者。) に対して、農地の適正利用を確保する観点から、利用意向調査をすることとされております。

また、同法第33条で耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地についても、当該農地の所有者等に利用意向調査等を行うこととされております。

このうち、持分の過半を有する者を確知することができないときは、農業委員会は公示手続を行い、都道府県知事の裁定手続を経て、農地中間管理機構が5年を限度として農地を利用する権利を取得することができることとなっております。

今回の改正により法33条で規定されているいわゆる「所有者不在・不明農地」について取扱いの規定が改正されたものです。

次のページの概要図が、分かりやすく表示されていますのでこれを御覧いただき、説明させていただきます。

概要図の下、左の枠内のおり、利用意向調査等を行うことが必要な耕作者不在となるおそれのある農地として農林水産省令で①から③までが現在規定されています。しかし、農村現場では、相続が発生しても遺産分割がなされず共有となることもあり、持分の過半数を有しない者が耕作を行っている事例が実態として生じています。そのような耕作者が高齢化等のため農業をリタイアし、担い手等に農地を貸し出そうとした際には、持分の過半数を有する者を確知できないことにより、現制度では、利用権の設定ができない上に、農地が遊休化しておらず、所有者等が死亡又は転居もしていないために公示手続を経て、知事の裁定による権利の設定も行えないこととなっております。

また、農地中間管理権が既に設定されている農地について、その農地の所有者が死亡し、相続人により相続登記がなされない場合等には、権利関係が不明確になることから、機構がその相続人たる所有者を確知できず、存続期間が満了しても農地中間管理権の再設定ができなくなり、結果として当該農地が遊休化してしまう可能性があります。

このことから、先ほどの概要図の左下破線の部分で「改正・追加項目」として、リタイア等の際し、他の権利者の所在が不明である農地へ農地中間管理権の設定後、所有者等が不明となった農地についても「耕作者不在となるおそれのある農地」として追加され、耕作者からの申出等に基づき、公示・裁定手続きによって農地中間管理機構が利用権を取得することを可能とし、農地の遊休化を防ごうとするものです。

この改正を本市農業委員会の農地関係事務処理要領に反映させるため、要領の一部を議案13号の第2の改正内容のとおり改正するものです。

御議決をいただきました場合は、本日付けでの施行を予定しております。御審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については承認することに決定いたします。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料4を御覧ください。平成29年6月8日から7月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の農地部会議決分といたしまして4条が2件、5条が8件、6月議決分といたしまして4条が14件、5条が27件、合計で4条が16件、5条が35件です。

許可保留件数につきましては、5月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、6月議決分といたしまして4条が1件、5条が13件、合計で4条が1件、5条が16件です。

取下につきましては、5月以前の議決分で5条で2件有りました。

次に、許可保留及び取下げ案件について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、6月議決分の7番が開発許可未了により許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の41番が直近事業造成工事未了により、また、47番及び賃借権の9番が関連しており、先ほど御審議いただきましたように6月20日に取下げとなりました。番号を戻っていただき、賃借権の5番が開発許可未了により許可保留となっております。

次に、同じく5条、4月議決分の4番が、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で6月議決分の1番が直近事業造成工事未了により、また、5番・10番・11番・13番・14番・16番が開発許可未了により許可保留となっております。15番が、開発行為・道路工事承認未了により、18番が開発行為・直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、20番・22番、賃借権の5番・6番が開発許可・道路工事承認未了により許可保留となっております。

以上で、今回の許可状況の報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第4回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 4 時15分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員